



外国人政策提言

外国人材の 戦略的な受入れに向けて

2026年8月21日



INDEX

01 はじめに

02 基本的な考え方

03 外国人材の戦略的な受入れに向けた
各種提言

0 1 はじめに（提言の背景）

減少

生産年齢人口

労働力不足が深刻化。2070年代には生産年齢人口は2020年時点から約4割減少（4,535万人）し、現役世代1.3人で高齢者1人を支える構造になると予測されている※¹。



増加

在留外国人数

特定技能制度を導入して政策的に受入れ枠を拡大するなどし、外国人数は毎年増加。今後は約16.4万人/年のペースで入国超過が続き、2070年には総人口の約10.8%が外国人になると予測されている※¹。



選択

日本を選ぶ外国人

円安下でも魅力は依然存在。「欧米に比べて給与水準が低い」と認識される日本であっても、「治安の良さ」「アニメ等日本文化への好感」等が大きな強みに※²。



- 外国人材の受入れは、イノベーションの創出や人口減少への対応等の観点から日本の成長に重要であるため、新経済連盟ではこれまでこれを積極的に推進すべく各種の提言活動を行ってきた※³。
- 国内外で排外主義の台頭もみられるものの、その受入れの必要性は高まる一方である。
- こうしたことから、以下に示すように、今一度外国人材の受入れに係る考え方を精査しつつ、あわせて官民が協力して包摂的な共生社会を構築していくための方向性を整理し、必要な施策について改めて考察を行った。

外国人材の受入れは避けて通れない国家的課題

経済の減退や人口減少、特に一層深刻化する労働力不足に対応するとともに、多様性によるイノベーション創出に向けて、日本の将来人口や各産業分野ごとの必要就業者数等の推計を踏まえ、**外国人材の受入れをより戦略的に進めていく必要がある。**

適正な在留管理の徹底の一方で、過度な規制の回避も重要

国民の安全・安心を確保するための厳正な在留管理や制度の適正化、不法滞在者ゼロプラン※⁴の推進等を通じた違法行為等への取締強化は強く支持。他方、一部の外国人による法令やルールの逸脱等を理由に、これらを遵守し社会に貢献する優秀な人材やその適正な受入れを行う企業にまで影響するような規制や制度の厳格化は十分に吟味した上で避けるべき。

今こそ、外国人材の定着・活躍促進に向けた戦略や施策が必要

現行の政策は外国人との秩序ある共生に向けた管理強化に重きを置いているが、外国人の日本社会への定着や、外国人ならではの視点等に基づく活躍促進に向けた総合的な戦略や施策の検討・強化もあわせて必要。

（出典）※¹：国立社会保障・人口問題研究所「[日本の将来推計人口（令和5年〔2023年〕推計）](#)」

※²：Itmedia「[インドの工科大学生が知ってる日本企業TOP10 2位はトヨタ、1位は……](#)」（2026年6月9日）

※³：新経済連盟「[日本の「移民政策」の確立に向けた提言](#)」（2019年9月）等

※⁴：出入国在留管理庁「[国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン](#)」（2025年5月23日）

0 2 基本的な考え方～外国人材の戦略的な受入れに向けた3本柱～

国際的な人材獲得競争が加速する中、

- **中長期的な視点で外国人材の活用に関するビジョンをまとめつつ、政府の外国人材の受入れに関する政策や制度をわかりやすく国内外に示すべき**
- 日本で在留資格を得ようとしたり、在留資格を得た後に活動の幅を広げようとしたりする際に**外国人が直面する課題を直視し、解決に向けた方策を示すべき**
- 生活者としての外国人の目線に立ち、社会の一員として溶け込むことができるよう、包摂的かつ多様性のある社会を整備しつつ、**生活環境面などにおいて共生を促進するための施策を展開すべき**

1. 外国人材の戦略的な受入れに向けた政策・政府体制の見直し

外国人材の戦略的な受入れに向け、方針を明確化する基本法の制定、これに基づく政策体系の構築、政府内での執行体制の強化、魅力的な税制への転換を早期に実施

2. 在留資格の取得や取得後の各在留資格にまつわる課題の解消

DX等による在留審査や日本語試験の適正化、各在留資格ごとにその取得者が直面する諸課題への柔軟な対応等により、外国人材及び受入れ側の企業の負担を軽減

3. 外国人と企業・地域社会の双方が安心して共生できる環境の整備

日本語やルール等の習熟も含めた生活の円滑な立上げ、企業や地域における共生等に向けた取組みを通じ、外国人と企業・地域社会の相互理解と外国人材の活躍を促進

上記3本柱を官民一体で推進し、外国人材の「魅力的な受入れ国」としての我が国の地位を確立すべき
多様性のある国を目指すことが、イノベーションの創出、ひいては国際競争力の維持・強化につながる

0 3 外国人材の戦略的な受入れに向けた各種提言

提言 1 : 外国人材の戦略的な受入れに向けた政策・政府体制の見直し

- 1 - 1 戦略的な受入れ目標の設定 (P.7)
- 1 - 2 政府の政策・体制強化 (P.9)
- 1 - 3 税制の見直し (P.10)

提言 2 : 在留資格の取得や取得後の各在留資格にまつわる課題の解消

- 2 - 1 在留審査におけるDX/AXの更なる推進 (P.13)
- 2 - 2 企業や外国人に対する情報発信の改善 (P.14)
- 2 - 3 行政手続きにおける「ふりがな」の扱いの標準化 (P.15)
- 2 - 4 日本語試験の受験環境改善 (P.17)
- 2 - 5 - 1 在留資格ごとの諸課題への対応 (高度外国人材) (P.19)
- 2 - 5 - 2 在留資格ごとの諸課題への対応 (特定技能) (P.20)
- 2 - 5 - 3 在留資格ごとの諸課題への対応 (その他：留学、家族滞在) (P.21)
- 2 - 5 - 4 在留資格ごとの諸課題への対応 (その他：インターン) (P.23)

提言 3 : 外国人と企業・地域社会の双方が安心して共生できる環境の整備

- 3 - 1 外国人の円滑な生活環境の構築に向けた支援 (P.25)
- 3 - 2 外国人との共生に向けた取り組みへの支援の強化 (P.26)
- 3 - 3 国内外での日本語等の理解促進・外国人児童生徒等向けの教育環境の整備 (P.27)

提言 1

外国人材の戦略的な受入れに向けた 政策・政府体制の見直し

1 - 1 戦略的な受入れ目標の設定

- 日本の将来人口推計等も踏まえ、受入れを強化すべき外国人材についてその目標を設定し、これに基づき戦略的な受入れを進めるべき
- 1号特定技能外国人の受入れ上限について、その数及び運用を見直すべき

現状・課題認識

人口動態を見据えた受入れ戦略の不在

- ✓ 外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉であり、人口減少の進む我が国においては、国際競争力の維持・強化の観点から外国人材の受入れは重要だが、現状では、将来人口推計等を踏まえた受入れ戦略（グランドデザイン）がなく、戦略を踏まえた環境整備もできていない。

現場実態と乖離した受入れ上限の運用

- ✓ 外食業分野では、依然として労働力不足が続く中、1号特定技能外国人の受入れ見込み数が分野別運用方針※1で定める上限を超える見込みとなったとして、2026年4月13日以降、在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置が講じられることとなった※2。
- ✓ 十分な周知期間がないまま同様の突発的な一時停止措置が講じられるリスクに対し、1号特定技能外国人を受け入れる他分野でも強い危機感が広まっている。

提言の詳細・背景

戦略的な受入れの推進

- ✓ 日本が戦略的に受入れを強化すべき外国人材に関し、受入れ数の目標を設定したうえで、共生施策を含む環境整備と連動した戦略的な受入れを進めるべき。
- ✓ 閣僚級による司令塔機能のある会議体を設置し、受入れ状況の定期的な分析・見直しを行うべき。

1号特定技能外国人の受入れ上限の見直し

- ✓ 外食業その他の分野における1号特定技能外国人の受入れ上限について、各分野の労働力不足の状況等を改めて検証の上、早急に見直しを行うべき。
- ✓ 在留資格認定証明書交付の一時停止措置を講じる際は、経済界等との緊密な対話・情報共有を行うとともに、十分な周知期間を設けるなど、ビジネスの現場に配慮した対応を講じるべき。また、来年4月1日から開始される育成就労制度においても、これに準じた運用を行うべき。

（出典）※1：出入国在留管理庁「[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）](#)」（2026年1月23日閣議決定）

※2：出入国在留管理庁「[特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について](#)」（2026年3月27日）

Appendix 1号特定技能外国人の充足状況

- 分野別運用方針で定める受入れ上限の充足率は、既に50%を超過している分野が多数存在
- 建設・飲食料品製造業では、仮に2023年6月以降の6か月ごとの増加数の最小値で増加した場合であっても、2028年度末を待たずに受入れ上限に達する可能性がある

特定産業分野	1号特定技能外国人の 在留人数（A）	分野別運用方針の 受入上限数（B）	充足率 （A/B）
飲食料品製造業	93,393	133,500	70.0%
介護	67,871	126,900	53.5%
工業製品製造業	56,736	199,500	28.4%
建設	49,323	76,000	64.9%
外食業	43,869	50,000	87.7%
農業	37,952	73,300	51.8%
造船・舶用工業	11,204	23,400	47.9%
ビルクリーニング	8,395	32,200	26.1%
漁業	4,590	14,800	31.0%
自動車整備	4,560	9,400	48.5%
航空	2,260	4,900	46.1%
宿泊	1,968	14,800	13.3%
自動車運送業	151	22,100	0.7%
鉄道	54	2,900	1.9%
木材産業	15	4,500	0.3%
林業	0	900	0.0%

（出典）

※ 1：出入国在留管理庁「[特定技能在留外国人数の公表等](#)」における令和7年12月末現在の1号特定技能外国人の在留人数

※ 2：出入国在留管理庁「[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）](#)」における1号特定技能外国人の受入上限数

- 設定した戦略的目標の実現に向けた外国人材の受入れに関する方針を明確化するため、これに関する基本法や基本計画を定めるとともに、その確実な推進のため執行体制を強化すべき

現状・課題認識

外国人材の受入れ実現に向けた環境の不備

- ✓ 政府が公式に定める外国人受入れ関連の施策としては「[外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策](#)」が存在するが、体系だった法令に基づく政策ではなく、その実効性に乏しい。
- ✓ 戦略的目標の必要性については前述のとおり。これを設定し、実現するための政策や体制づくりが必要。

縦割りでの施策推進の限界

- ✓ 外国人関連施策については、現在、外国人との秩序ある共生社会推進室（内閣官房）による総合調整の下、出入国在留管理庁及び関係省庁が所管に応じて分掌しながら各種の取組みを推進する形をとっている。
- ✓ しかし、結局のところ各省庁がそれぞれに実務を担い、単にパッケージ化されているのみ。

提言の詳細・背景

体系だった政策の構築

- ✓ 外国人関連施策を総合的に推進するための方針を明確化すべく、これに関する基本法を制定するとともに、当該方針を踏まえ、基本法に基づき、将来人口推計等をベースとする、外国人材の受入れに関する基本計画を策定すべき。

政策実現に向けた執行体制の強化

- ✓ 基本計画の着実な実施に向け、内閣総理大臣・専任大臣の下で体系的に関係施策を推進できるよう、基本法の下、その執行体制を構築すべき。
- ✓ 関係省庁は、上記体制の下、基本計画に基づきより具体的な施策を立案・推進していくべき。

- 優秀な外国人材にとって高すぎる日本の諸税を見直すべき（所得税・キャピタルゲイン課税等）

現状・課題認識

人材獲得競争の中見劣りする日本の税制

- ✓ 日本で「次世代のGAFAM」となるような企業を創出し、イノベーティブなビジネスが主導する経済成長を促すには、優秀な人材の海外流出を防ぐとともに、海外から多様な人材を呼び寄せる必要がある。
- ✓ しかし、各国が高度外国人材等に対し税制優遇等の施策をとる一方※¹、日本は世界的な人材獲得競争において劣後。

税制への理解不足

- ✓ 企業には複雑な税制について採用した外国人材への説明が求められ、これが負担ともなっている。

提言の詳細・背景

優秀な人材を惹きつける税制へのアップデート

- ✓ 高度外国人材を呼び込むためには、そもそも所得税の税率自体の引下げや累進性の緩和等が必要。
- ✓ これに加え、高度人材を対象とした在留資格（高度専門職など）を有する外国人については、税率やその優遇措置に関する海外の水準や動向を踏まえ、減免措置を導入すべき。

税制の理解促進・周知の強化

- ✓ 上記含む各種の税制について、出入国在留管理庁が検討中の「日本語・生活学習プログラム（仮）※²」内でも紹介を行うなど、理解促進のための対策を講じるべき。

（出典）※¹：新経済連盟「[2026年度税制改正提言](#)」（2025年9月）P.30-31、59-60参照

※²：出入国在留管理庁「[外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの検討に関する「法務大臣政務官PT報告書」](#)」（2026年7月）

Appendix 諸外国と比べ高税率を課す日本

- 国際的な人材獲得競争に晒される中、日本は諸税において主要各国と比べ税率が非常に高く、特に高度外国人材から敬遠される要因に

									
	日本	米国	シンガポール	インド	英国	ロシア	中国	ドイツ	アルゼンチン
個人所得課税※1 (最高税率)	56% ※2	連邦 37% 州 0.0-13.3%	24%	30% ※3	45% ※4	15%	45%	45%	35%
法人所得課税※8	29.74%	連邦 21% 州 0-11.5%	17%	25.17%	19% 大企業は最大25%	20%	25%	15%	25% 課税所得額に応じて 最大35%
キャピタル ゲインへの 課税	20- 27.5% ※9	0-20%	0%	12.5% 12か月超保有の場合	18-24%	15%	0% 国内取引所上場株	25%	15%
相続課税 (最高税率)	55%	35-40% 最低課税資産額10数億円	0%	0%	40%	0%	0%	30%	0% (例外あり)
消費税・ 付加 価値税	10% ※5	州等 0-11.5% ※6	9% ※6	0-28% ※6	20% ※5	20%	0-13% ※6	19%	21%
2003-23年 のGDP 変化率※7	-7%	139%	414%	484%	63%	370%	972%	78%	641%
税収の対 GDP比(IMF)	34.1%	26.5%	12.2%	N/A	34.4%	N/A	21.0%	39.3%	29.0%

※1 個人所得課税は累進課税 ※2 45%(所得税) + 0.945%(復興特別所得税2.1% x 所得税45%) + 10%(個人住民税) = 55.945% ※3 インドの個人所得課税は高額所得者は最大37%の追加課徴金 ※4 スコットランドは最大47% ※5 軽減税率は日本が8%、英国は0%または5% ※6 米国、シンガポールおよびインドの消費税は、それぞれ売上税 (Sales Tax)、財・サービス税を、中国は増徴税の税率を掲載。 ※7 GDP変化率は米ドルベース。 ※8 法人所得課税は日本が法人実効税率。その他は法人税率。 ※9 5%の個人住民税を含む。年間所得が3.3億円超の納税者は、3.3億円超部分の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差分を追加課税される。

出典：OECD、JETRO HP 各国税制、財務省HP、PwC

提言 2

在留資格の取得や取得後の 各在留資格にまつわる課題の解消

2 - 1 在留審査におけるDX/AXの更なる推進

➤ 在留審査における予見可能性の向上や処理期間短縮に向け、公開情報の充実や更なるDX/AXを推進すべき

現状・課題認識

在留審査手続きの長期化

- ✓ 外国人材の受入れ環境整備は喫緊の課題であり、行政DXはその基盤として非常に重要。
- ✓ こうした中、電子渡航認証制度（JESTA）の導入決定や特定在留カードの開始など、出入国在留管理行政におけるDXが進められている点は評価。
- ✓ 他方、一部の地方出入国在留管理局では在留審査処理が長期化しているにもかかわらず、毎月公表される在留審査処理期間※¹では地方局・支局別の内訳が開示されず、申請後の処理期間の予見可能性の低さから企業の受入れ体制構築に支障が生じている。

例えば、東京出入国在留管理局管内では、12月～4月頃にかけては、在留諸申請の処分（交付・告知）までに長期間かかる傾向にあり、在留資格の変更申請には3～6か月程度要した事例も存在※
- ✓ また、同時期に同内容の在留申請をオンライン・書面の双方で行った場合、書面申請の方が早く許可が下りることがあるなど、DXが十分に浸透しているとは言い難い。

提言の詳細・背景

地方局別の処理期間の公表

- ✓ 毎月公表の在留審査処理期間につき、全国一律の公表ではなく地方局・支局別での公表を進めることで、申請後の処理期間の予見可能性を高めるべき。

DX/AXの更なる加速による実効性向上

- ✓ 在留審査において、未だに書面申請されたものを目視で審査する体制を改め、徹底的なDXを進めるとともに、AI活用を促進することで、効率的な申請の処理を進めるべき。
- ✓ DX/AXを進めてもなお処理期間の長期化が解消されない地方出入国在留管理局に対し、余力のある地方局（支局）からの柔軟な人員の動員を含め、体制の増強を行うことで、処理期間の短縮に努めるべき。

（出典）

※：新経済連盟会員企業向けアンケート及びヒアリングより

2-2 企業や外国人に対する情報発信の改善

- 指針等や在留資格の要件変更の情報開示のあり方を改善すべき
- 外国人の採用等への支援や特定技能のキャリアプラン等に関する情報をポータルサイトで公開すべき
- 公的サービス等に関する情報を多言語で得られるようルール化・標準化すべき

現状・課題認識

企業負担を顧みない指針等の変更や情報発信

- ✓ 次のようなケースが見られ、企業側の対応に困難を生じさせている。
 - ・ 法令改正等を伴わない運用・指針改正について、周知から適用開始日まで極端に短いケース
 - ・ 在留資格に関する要件変更が出入国在留管理庁HPのトップページでは告知されず、各在留資格のサイトにのみ掲載されるケース
- ✓ 外国人材を受け入れたくとも、ノウハウや負担の面から躊躇するという声もある。

外国人向けの情報発信や多言語対応も不十分

- ✓ 在留資格変更時の在留資格間の接続に関する情報などが公表されておらず、特定技能・育成就労等の在留資格保有者が当該資格での在留期間満了後も日本での滞在を継続しようとしてもキャリアパスが見通せない。
- ✓ 公的情報や医療記録等への英語併記・多言語対応ニーズが高い。また、PDF等、ウェブブラウザの翻訳機能等が活用できない形式の資料も多々存在する。

提言の詳細・背景

企業負担の緩和

- ✓ 指針や運用の改正を行う際は、企業が十分な準備を行えるよう、施行の半年前までには公にすべき。
- ✓ 企業側の見落としを防止すべく、在留資格要件の変更等を行う際には、上記のポータルサイトへのアカウント登録を通じ、プッシュ通知やメーリングリスト配信等を行うべき。
- ✓ 外国人活用を考えている/している企業向けに、参照すべき外国人政策や、その採用や定着等のため受けることのできる支援等をまとめたポータルサイトを整備すべき。

外国人負担の緩和

- ✓ 特定技能・育成就労等の在留資格保有者が日本での中長期滞在を希望する場合のキャリアプランやそれに紐づく在留資格、在留資格間の接続などをまとめたガイドラインを作成し、[外国人生活支援ポータルサイト](#)等で公開すべき。
- ✓ 公共サービスや税制、自身の医療記録等、外国人が広く参照する資料やサイト等の英語併記や多言語化対応に向け、政府主導でルール化（PDF化を避けウェブブラウザの翻訳機能等を活用できるようにする等）するとともに、標準化すべき。

2－3 行政手続きにおける「ふりがな」の扱いの標準化

- 外国人の氏名における「ふりがな」の扱いについて、その曖昧さやそれに伴う諸課題の解消に向けて、標準化すべき

現状・課題認識

外国人の氏名の「ふりがな」の扱いの曖昧さ

- ✓ 外国人の氏名においては、戸籍法等の規定により氏名にふりがなが公的に記載される日本人と異なり、ふりがなの公証は存在しない※。
- ✓ 他方、自治体では、[住民基本台帳事務処理要領](#)（最終改正：2026年4月1日）を踏まえ、本人の任意の届出等に基づき、外国人住民の氏名のふりがなを住民票の備考等に記入しているが、一部では、届出等のない外国人についても、住民記録の整理等の観点から、自治体が独自にシステム上でふりがなを管理している。
- ✓ その結果、外国人が自らのふりがなの存在さえ知らない事態が生じることとなり、ふりがなの記入が必要とされる社会保険等の申請に際し、住民票（システムを含む）登録のふりがなとの不一致により、自治体から差し戻される事案が発生している。

提言の詳細・背景

住民基本台帳事務処理要領の改正による外国人住民の「ふりがな」の扱いの標準化

- ✓ 外国人の氏名のふりがなについては、自治体の住民記録の整理の実務や社会保険等の申請において必要とされている実態を踏まえ、住民基本台帳事務処理要領を改正し、氏名の表記（非漢字圏/漢字圏、ローマ字等）に関わらず、住民票の「ふりがな」欄（または「備考」欄）への記入および本人による確認を必須として統一すべき。
- ✓ これにより、外国人本人を含め、公的にふりがなを確認できるようにすることで、社会保険等の申請を効率的に進められるようにすべき。

（出典）

※：外国人の氏名への振り仮名については、在留カード、住民票およびマイナンバーカードのいずれにおいても、記載事項とされていない。

Appendix 事務処理要領と保険申請様式

- 住民基本台帳事務処理要領では、外国人住民の氏名のふりがなの扱いについては、本人や自治体にゆだねられており、対応が統一されていない
- 他方、被保険者資格取得届等の各種社会保険の申請では、ふりがなが必須事項とされている

○ 住民基本台帳事務処理要領（抜粋）

第2 住民基本台帳

1 住民票

(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

(注) 日本の国籍を有する者については、国籍・地域(ト)、外国人住民となった年月日(ナ)、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項(ニ)、通称(マ)並びに通称の記載及び削除に関する事項(ネ)は記載事項とならない。また、外国人住民については、氏名の振り仮名(ア)、戸籍の表示(カ)、住民となった年月日(カ)、選挙人名簿に登録されている旨(シ)並びに旧氏及び旧氏の振り仮名(テ)は記載事項とならない。

ア 氏名及び氏名の振り仮名（法第7条第1号、第1号の2）

(略)

外国人住民のうち、中長期在留者等については、在留カード等に記載されている氏名を記載する。

(略)

非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合には、これを備考として記入することが適当である。

(略)

また、外国人住民については、氏名の振り仮名は記載事項ではないが、氏名には、できるだけふりがなを付することが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。ただし、ローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名										
	③ 取得区分	④ 健康・厚生 3. 共済出向 4. 船保任職	⑤ 個人番号 [基礎年金番号]									
	⑥ 報酬月額	⑦ (通算) ⑧ (現物)	⑨ (合計 ⑦+⑧)									
	⑩ 住所	日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 — (フリガナ)										

A 基本情報	① 基礎年金番号										
	② 性別	1. 男 2. 女	③ 生年月日(西暦)							④ 住民登録の有無	1. 無 2. 有
	⑤ ローマ字氏名	(フリガナ) (ローマ字)								関連届書 使用氏名	☐
※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄にご記入ください(記入は任意です)。											
B 漢字氏名 通称名	⑥ 漢字氏名	(フリガナ) (氏)								関連届書 使用氏名	☐
	⑦ 通称名	(フリガナ) (氏)								関連届書 使用氏名	☐

(出典)

※1：総務省「住民基本台帳事務処理要領」（最終改正：2026年4月1日）より抜粋

※2：日本年金機構「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」（右上）、「厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届」（左下）（いずれも抜粋、赤枠点線は新経済連盟にて追加）

➤ 日本語能力を確認する試験の受験環境の改善により、外国人材の受入れ環境を早急に整備すべき

現状・課題認識

日本語試験の受験機会の逼迫

- ✓ JLPT（日本語能力試験）は、受験者数が圧倒的に多く、あらゆる在留資格の外国人からのニーズがあるが、試験実施は年2回にとどまり、2026年には国内試験で定員超過が生じているなど、受験機会の不足があらゆる在留資格の外国人材の受入れにおけるボトルネックとなりがねない。
- ✓ こうした中、規制改革実施計画（2026年7月21日閣議決定）では、特定技能外国人におけるB1相当以上の日本語能力を求める企業ニーズや今後の需要増加の見通しを踏まえて、JFT-Basic（国際交流基金日本語基礎テスト）における「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）共通参照レベル」のB1相当以上の試験の新設及びJLPTにおけるCBT方式※¹の開発を含めたB1相当以上の試験の実施回数の増加にむけた検討が明記された。

提言の詳細・背景

JLPTの早期のCBT方式への転換や既存日本語試験の活用を含めた受験環境の速やかな整備

- ✓ JLPTについては、B1相当以上の日本語能力水準を測定する試験に限らず、CBT方式の試験の開発や試験実施回数の増加に向けた検討を早急に進め、受験機会を拡大すべき。
- ✓ 特定技能・育成就労の在留資格においては、国内外で実施する既存のCBT方式の試験（例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「経営・管理」の日本語能力の証明として利用が認められているBJTビジネス日本語能力テストなど）についても、法務省の確認等を不要とすることが相当と認める試験として位置付ける※²など、受験環境の改善に向けた対応を早急に進めるべき。

（出典）

※1：CBT（Computer Based Testing）方式とは、試験会場でコンピュータを使用して、出題・解答を行う試験方式のこと

※2：特定技能及び育成就労の在留資格では、「法務省における確認等を不要とすることが相当と認める試験」として、JLPT及びJFT-Basicのみが位置付けられており（「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」2025年3月11日法務省・厚生労働省）、実質的に、在留資格の取得に必要な日本語能力の証明はこれらの試験のみに依拠

Appendix 日本語能力を確認する試験の実施状況例

➤ 日本語能力を確認する試験では、JLPTの受験者が圧倒的に多く、認知度も高いが、既に定員超過が生じているところ、現状では各在留資格においてこれに代わる受け皿として認められている試験が存在しない中で受験ニーズに対応するためには、他の既存試験の活用も検討が必要

	JLPT	JFT-Basic	BJTビジネス 日本語能力テスト	J.TEST実用 日本語検定	日本語 NAT-TEST
関連する 主な在留資格	共通	特定技能、育成就労	技術・人文知識・国際 業務、経営・管理、 高度専門職、留学	留学	留学
受験者数 (2025年度実績)	約165万人	約22万人	約7,600人	約6万人 ※詳細人数は不明	約19万人
実施方法	マークシート	CBT方式	CBT方式	マークシート	マークシート
参照URL	過去の試験データ	2025年度テスト実施報告	BJT 結果の概要 2025年度	J.TEST情報	結果報告書（統計）

(出典) 各団体HP等より新経済連盟にて作成

- 外国人材が国内で得た株式報酬を国外転居後も保有を継続できるよう、証券業界向けのガイドラインの整備等を検討すべき

現状・課題認識

株式報酬の継続保有が困難

- ✓ 近年、日本でも報酬の一部を株式により付与する慣習が広まりつつある一方、その交付先は国内の証券口座とされている。
- ✓ 他方、国外に転居する場合、国内に保有している証券口座について解約または休眠等の手続きを行う必要があるが、我が国の証券ライセンスを有する海外の証券会社（国際的な株式報酬管理会社）は存在しないため、国内で取得した株式を長期間継続して保有することはできない。
- ✓ このため、報酬の一部として株式を取得している外国人材が国外に転居した場合、半ば強制的にこれを処分せざるを得ず、意図しない株価での売却、これに伴う意図しない譲渡益への課税等に対応しなければならないこととなる。

提言の詳細・背景

国外転居した外国人材が株式報酬を継続保有できる環境の整備

- ✓ 高度外国人材に対し株式報酬がインセンティブとして機能するようにするためにも、特定のビザ（「経営・管理」、「高度専門職」等）保有者については、当該口座での株式の売買を行わない等の一定の条件の下、外国人材が国外に転居した後も報酬として付与された株式を保管する口座の保有を継続できるよう、その際に留意すべき事項等をまとめた証券業界向けのガイドラインの整備等を検討すべき。

➤ 特定技能評価試験のCBT方式への転換により、受験機会を拡充すべき

現状・課題認識

特定技能評価試験の受験機会の不足

- ✓ 特定技能評価試験では、学科試験・実技試験ともにCBT方式※への転換が進んでいるものの、造船・舶用工業などの一部分野ではペーパー試験や実地での作業試験が課されており、試験会場・実施回数が限定的。

提言の詳細・背景

CBT方式への転換による試験実施環境の合理化及び受験機会の拡充

- ✓ 実技試験を含めたCBT方式への転換により、採点の客観性・一貫性を確保するとともに、複数の試験実施主体が個別に試験を運営する現行の体制を見直し、民間の既存のCBT方式の試験環境を活用することで、試験実施コストの合理化を進めるべき。
- ✓ あわせて、国内外における受験機会（実施国・会場、実施回数）を拡充すべき。

（出典）

※：CBT（Computer Based Testing）方式とは、試験会場でコンピュータを使用して、出題・解答を行う試験方式のこと（再掲）

2-5-3 在留資格ごとの諸課題への対応（その他：留学、家族滞在）

- 在留資格「家族滞在」における就労時間制限（週28時間以内）を見直すべき
- 日本語教育機関の認定のあり方を見直し、外国人留学生の受入れ環境を整備すべき
- 留学生の日本での就職を後押しする仕組み（企業との接点強化など）の構築や対策を講じるべき

現状・課題認識

就労時間の上限（週28時間以内）

- ✓ 「家族滞在」では、就労時間の制限がない国もある中、日本では週28時間以内に制限されている。

認定日本語教育機関への移行が停滞

- ✓ 法務省告示機関である日本語教育機関は、2029年3月末までに文部科学省の認定を受けないと留学生の受入れができなくなるが、実質的な申請機会が年1回に限られた中、2026年4月末現在の認定済の機関は約900校中41校にとどまる※1。
- ✓ 同機関の留学生の約8割が卒業後に日本国内で進学する中、認定の遅延は、高等教育機関を含めた外国人留学生の受入れ全体に悪影響を及ぼしかねない。

外国人留学生の国内就職率の低さ

- ✓ 外国人留学生のうち日本国内で就職する人は、政府目標（2033年度までに卒業後の国内就職率6割）に対し、日本語教育機関で約1割、高等教育機関で約4割※2。

提言の詳細・背景

「家族滞在」の就労時間制限の見直し

- ✓ 「家族滞在」の就労時間の上限を緩和すべき。

日本語教育機関認定プロセスの簡素化

- ✓ 申請システムの導入等により、申請書類作成の負担を最大限軽減すべき。
- ✓ 留学生を受入れ可能な日本語教育機関が著しく減少することがないよう、申請機会の拡充（「不可」の場合の同年内の再申請を可能とすることを含む）や、認定期限（2029年3月末）の延長を検討すべき。

外国人留学生の就職を後押しする仕組みの構築

- ✓ 外国人留学生の流出は人材等の流出にも繋がりがねないところ、留学の目的や内容、離日する理由等を把握し、必要な留学生の国内定着に向けた施策を強化すべき。
- ✓ 日本語教育機関では、近年就職を希望する外国人留学生が増えているものの、企業等との接点が乏しいことから、同機関に対する国内就職支援策を強化すべき。

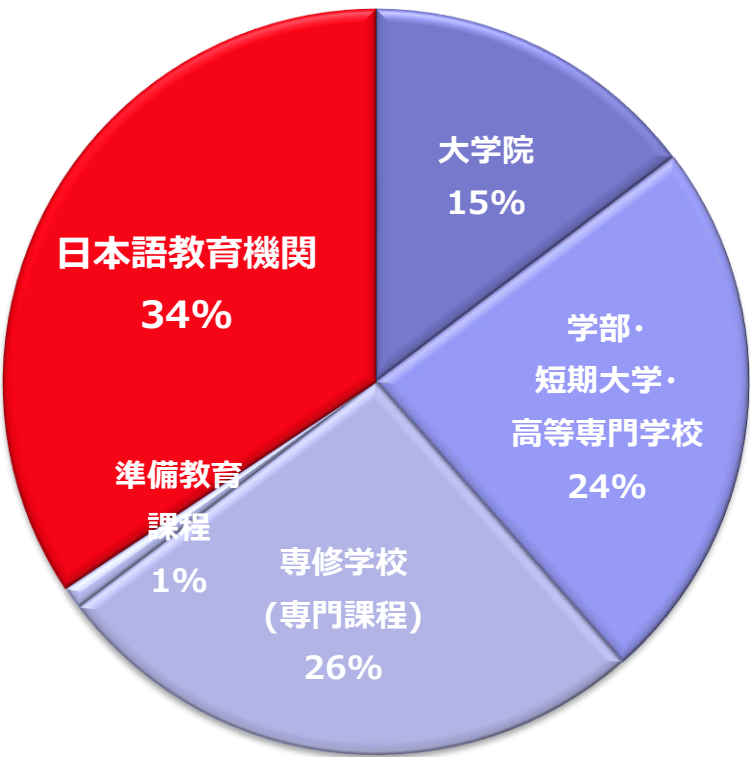
（出典）※1：法務省告示機関の数（873件）は文部科学省「[日本語教育実態調査（令和7年10月）](#)」、認定済の日本語教育機関の数（41校）は同省「[認定日本語教育機関の認定結果](#)」

※2：独立行政法人日本学生支援機構「[2024（令和6）年度外国人留学生進路状況調査結果](#)」

Appendix 外国人留学生の在籍状況及び進路

- 2025年の外国人留学生（408,069人）のうち、34%は日本語教育機関に在籍しており、このうち約8割が卒業（修了）後に日本国内で進学
- 外国人留学生のうち日本国内で就職する人は、日本語教育機関で約1割、高等教育機関で約4割

【外国人留学生の在籍状況（教育機関別）】



【外国人留学生の進路】

● 日本語教育機関

日本国内			出身国	その他
就職	進学	その他		
9.9%	78.1%	3.4%	8.3%	0.4%

● 高等教育機関（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程）

日本国内			出身国	その他
就職	進学	その他		
38.8%	30.0%	9.9%	19.5%	1.8%

（出典）
※ 1：独立行政法人日本学生支援機構「2025（令和7）年度外国人留学生在籍状況調査結果」を基に新経済連盟にて作成（左図）
※ 2：独立行政法人日本学生支援機構「2024（令和6）年度外国人留学生進路状況調査結果」を基に新経済連盟にて作成（右表）

2-5-4 在留資格ごとの諸課題への対応（その他：インターン）

- 海外からのインターン生への報酬支払いをスムーズに行えるよう、「特定活動（インターンシップ・サマージョブ）ビザ」保有者もすべからく銀行口座を開設できるようにすべき
- インターンを終え国外転居した後も一定期間当該口座の保有を継続できるようにすべき

現状・課題認識

インターン生による銀行口座の開設・維持に制約

- ✓ 有給インターンシップを本採用前に実施することで採用のミスマッチを減らす効果を期待することできる。
- ✓ 一方、海外からのインターン生向けには3種類のビザ（下表参照）があるところ、その種類によっては居住者向けの一般的な銀行口座の開設ができないといった課題がある。開設できた場合でも、インターン終了後に国外に転居すると非居住者となるため解約しなければならず、最終月の報酬支払のため海外送金が必要となる。海外送金は手続きが煩雑で費用がかかる上、送金できない国・地域も存在する。

提言の詳細・背景

海外からのインターン生の銀行口座の開設・維持への特例の導入

- ✓ 在留期間3ヶ月の「特定活動（サマージョブ）ビザ」保有者についても在留カードの発行を認めるなどし、ビザの種類を問わず有給のインターン生はすべからく銀行口座を開設できるようにすべき。
- ✓ インターンシップ先企業が身元保証するなどし、インターン終了に伴い国外に転居した後も一定期間口座の保有を継続できるようにすべき。

ビザの種類	在留期間	銀行口座開設可否	備考
特定活動 (告示9号：インターンシップ)	6ヶ月、1年	在留カードが発行されるので 可能 ※銀行によってはインターンシップビザであることを理由に 不可	帰国の際に解約する必要がある、最終月の報酬のみ海外送金の必要
特定活動 (告示12号：サマージョブ)	3ヶ月	在留カードが発行されないの 不可	報酬支払い手段は海外送金のみ
技術・人文知識・国際業務	3ヶ月、1年、3年、5年	在留カードが発行されるので 可能	既卒のみ対象 ※上記の2ビザを活用する方が主流

提言 3

**外国人と企業・地域社会の双方が
安心して共生できる環境の整備**

3 - 1 外国人の円滑な生活環境の構築に向けた支援

- 外国人の生活立上げに係る各種手続きの円滑化を図るため、自治体等の多言語化に向けた取り組みへの支援を強化するとともに、事例集等をまとめるなどして民間手続きの簡素化等を働きかけるべき

現状・課題認識

外国人の円滑な生活環境の構築に立ちはだかる壁

- ✓ 各種の手続きにおける次のようなハードルが、外国人のスムーズな生活の立上げを阻害している。
 - ・ 銀行口座の開設（在留カード等がないと手続きを開始できない）
 - ・ 住宅の賃貸契約（保証人や緊急連絡先として日本人が求められる）
 - ・ 携帯電話・クレジットカードの契約（銀行口座がないと手続きを開始できない）
 - ・ 行政手続きの煩雑さや窓口の英語非対応
 - ・ 多言語対応の医療機関の不足 など
- ✓ 外国人を多く採用する企業においても、上記のような問題に対応するため、在留資格の取得から生活の立上げまでのサポートを外部ベンダーに外注するケースもあり、外国人材の受入れにおいて少なからぬ負担を強いられている。

提言の詳細・背景

外国人の生活立上げに係る手続きの円滑化に向けた支援の実施

- ✓ 企業側の外国人の受入れのコストの軽減にも資するよう、多言語化に向けた自治体等の取り組みへの支援を強化するとともに、既存のルールを踏まえリスク管理が可能な範囲内で外国人の生活立上げに係る手続きの円滑化等に取り組めるよう、事例集やガイドラインをまとめるなどしつつ、民間機関に当該手続きの簡素化等を働きかけるべき。

3 - 2 外国人との共生に向けた取組みへの支援の強化

➤ 日本語教育や企業の英語化など、外国人との共生を目的とする取組みへの支援を強化すべき

現状・課題認識

外国人の定着・共生支援にかかるコスト負担増

- ✓ 外国人材の定着のためには、企業や職域内のコミュニティ、生活の場となる地域社会に溶け込むことも重要であり、このためにも、外国人職員への日本語教育や企業内での英語の浸透、日本人社会における異文化・慣習への理解の増進等が求められる。
- ✓ しかし、企業や地域により日本語教育や外国人へのオリエンテーション・多言語での情報提供等に差があるほか、企業内で外国語教育を行う場合の負担も大きい。
 - ・ 厚生労働省は「[人材確保等支援助成金](#)」に「[外国人労働者就労環境整備助成コース](#)」を設けているが、上限80万円という制約がある。
 - ・ 自治体によっては外国人受入れ企業に対し日本語教育にかかる費用に対する補助等を行っているケースもあるが、広く普及はしていない。
 - ・ 外国人（日本人）個人向けの共生に向けた公的支援は皆無に等しい状況。

提言の詳細・背景

外国人との共生に向けた取組みへの支援の強化

- ✓ 企業が行う、業務や日常生活で使える日本語の指導にかかる費用への支援を強化すべき。
- ✓ 次のような取組みを行っている企業を認定し、法人税の優遇措置を講じるべき※1。
 - ・ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - ・ 外国人職員への日本語教育支援、企業の英語化等
 - ・ 外国人職員に対する住宅の確保その他の生活支援
 - ・ 企業内における異文化・慣習への配慮
 - ・ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
- ✓ 外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用等）について、所得税の特定支出控除の対象にすべき※2。

3 - 3 国内外での日本語等の理解促進・外国人児童生徒等向けの教育環境の整備

- 我が国への関心を高めるべく、国内外での日本語教育や民間活動を支援すべき
- 日本社会を理解し、適切に順応するための仕組みを講じるべき
- 外国人児童生徒等が言語面で困ることなく教育を受けられるよう、公立学校の環境整備を図るべき

現状・課題認識

我が国への理解・関心の増進が必要

- ✓ 外国人との共生促進のため、政府が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討※¹している点は高く評価。
- ✓ 一方、諸外国において攻めの姿勢で積極的に日本の魅力をアピールし、将来的に日本を選んでくれる潜在層を増やしていくことも重要。

外国人児童生徒等の教育環境の充実も重要

- ✓ 母語（主要な外国語）しか話せずとも通学できるインターナショナルスクールは非常に高額であり、企業に対する報酬引上げ圧力の要因に。

提言の詳細・背景

我が国の魅力の発信と日本社会への適応力の強化

- ✓ 主要な国々において、政府主導で現地での日本語教育や民間活動を強化し、我が国への関心を高めるべく、日本語や日本文化の理解促進をより一層図るべき。
- ✓ また、当該制度・ルール等の理解・定着を深めるべく、ビザの取得・更新時には、その理解度を確認する仕組みづくりを検討すべき。

教育現場での言語環境の整備

- ✓ 外国人児童生徒等の教育機会の確保のためにも、文部科学省の外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が本年6月にまとめた報告書※²をもとに、AIやICTの活用、日本語指導補助者及び母語支援員等の確保など公立学校における日本語指導等の充実を図り、外国人児童生徒等が困ることなく安心して教育を受けられる環境を整備すべき。

（出典）※¹：法務省「[外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの検討に関する『法務大臣政務官P.T報告書』](#)」（2026年7月）

※²：文部科学省「[外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7年度・8年度）報告書](#)」（2026年6月）

